

令和8年5月11日

堺市長

永藤 英機 様

堺市同和行政協議会

会長 木畑 匡

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について
(令和7年度報告)

令和5年9月26日付け堺ダイ企第1317号をもって審議依頼がありました事項について、別紙のとおり本協議会の令和7年度意見をとりまとめましたので、ご報告します。

【審議依頼事項】

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

令和 7 年度堺市同和行政協議会報告書

1 はじめに

本報告書は、令和 7 年度に開催した第 29 回及び第 30 回堺市同和行政協議会の審議内容を取りまとめ、堺市における同和問題解決に資する施策の検討経過を報告することを目的として作成したものである。

令和 7 年度は、第三者による戸籍・住民票等の不正請求を抑止し、差別事象の未然防止を図る観点から、「事前登録制本人通知制度」を中心テーマとして集中的に審議を行った。あわせて、協議会の安定的かつ継続的な運営を目的とした運営体制の見直しについても検討を行った。

2 開催概要

(1) 第 29 回堺市同和行政協議会（令和 7 年 11 月 6 日実施）

主な議題：事前登録制本人通知制度について

(2) 第 30 回堺市同和行政協議会（令和 8 年 3 月 25 日実施）

主な議題：事前登録制本人通知制度の取組状況について

堺市同和行政協議会の見直しについて

3 主な審議内容

(1) 事前登録制本人通知制度の推進

事前登録制本人通知制度は、代理人や第三者による戸籍謄本や住民票の写し等の請求が行われた場合に、その事実をあらかじめ登録した本人に通知することにより、不正取得の抑止及び早期発見を図る制度である。本制度は、同和問題をはじめとする差別事象の背景となり得る身元調査等への対策として重要な役割を担っている。

<主な意見>

- ・制度の周知をより一層強化し、市民が制度を知る機会を増やすべきである。
- ・登録者数の数値目標を設定し、効果検証を行う必要がある。
- ・職員や市民イベントを活用した啓発・出張登録など、より実効性のある取組が求められる。
- ・電子申請や通知のデジタル化など、事務効率化も併せて検討すべきである。
- ・事前登録なしで本人通知を行う市町村がある。本市でも対応が可能か検討されたい。
- ・被害告知型通知制度の導入に向け検討を進められたい。

<主な取組> 当協議会での意見を踏まえ、関係部署が連携し、以下の取組を実施した。

ア 市民向け周知啓発の強化

事前登録制本人通知制度の案内チラシについて、電子申請ページに直接アクセスできる QR コードを追加し、市民が手続を行いやすいよう内容を改善した。

各区役所での窓口配架や転入手続時の配布に加え、人権啓発イベント等において制度周知を実施した。

堺市人権教育推進協議会と連携し、同団体主催の講演会やシンポジウムの場でチラシを配布し、幅広い層へ制度の周知を図った。

イ 職員アンケートの実施

市職員による制度の認知度や登録状況を把握するため、令和 8 年 2 月から 3 月にかけて職員アンケートを実施した。

アンケート通知時には制度案内ページへのリンクを掲載し、調査と併せて制度周知を行った。

その結果、制度認知度や登録意向に関する一定の傾向が把握でき、今後の効果的な周知方法や内部啓発の検討に資する基礎データを得ることができた。

ウ 登録者数の現状把握と今後の目標設定

協議会では、登録者数が依然として低水準にある現状について課題認識が共有された。

その上で、他自治体の状況も参考にしつつ、大阪府内平均を一つの目安とした段階的な数値目標を設定し、継続的に取組を進めていく方向性が示された。

エ 制度運用及び今後の検討事項

電子申請の活用や通知方法のデジタル化など、事務負担軽減と利便性向上に向けた検討の必要性が確認された。

不正請求が明らかになった場合に本人へ通知する「被害告知型通知制度」についても、関係法令や個人情報保護の観点を整理した上で、導入に向け前向きに検討を進めることが確認された。

(2) 協議会運営体制の見直し

第 30 回協議会では、委員の任期が複数の時点で改選されている現行制度により、審議の継続性や効率性に課題があることが報告された。

これを受け、委員任期を統一し、同一メンバーによる一定期間の継続的な審議を可能とする見直し案を提示したところ、委員から理解が得られ、原案どおり承認された。

本見直しにより、協議会運営の安定化及び計画的な審議の推進が期待される。

4 令和 7 年度の成果と評価

令和 7 年度は、事前登録制本人通知制度を軸に、市民の個人情報を守り、差別の未然防止につながる具体的な施策について、委員と行政が課題を共有し、実践的な議論を重ねた年度であった。

特に、制度周知の方法改善、職員アンケートの実施、数値目標設定の方向性確認など、次年度以降の取組につながる基盤を整備できた点は大きな成果である。

5 おわりに

堺市は、協議会で示された多様な意見や提案を真摯に受け止め、今後も関係部署と連携しながら、事前登録制本人通知制度の周知拡大と運用改善を進め、差別事象の未然防止と人権尊重の取組を推進されたい。

引き続き、堺市における同和問題の解決と人権尊重のまちづくりに資する協議の場として、本協議会を着実に運営していくものである。

堺ダイ企第 1317 号

令和 5 年 9 月 26 日

堺市同和行政協議会会長 様

堺市長 永藤 英機



審議依頼書

堺市同和行政協議会条例（昭和 52 年条例第 44 号）第 2 条第 1 項に基づき、次の事項について審議を依頼します。

記

（審議依頼事項）

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

- ①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について
- ②利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について

（審議依頼事由）

①本市では、同和問題をはじめすべての人権問題の解決をめざして、「堺市基本計画 2025」に掲げている「すべての施策を平和と人権を尊重する視点をもって進める」という市政運営の基本的な視点のもと、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」及び「第 3 期堺市人権施策推進計画」に基づき、全庁的な人権施策の推進と計画的な総合調整等を実施しています。

具体的には、人権教育や人権啓発、人権に関わる相談、インターネット、SNS 等のモニタリングのほか、社会情勢や時代の変化により多様化する人権課題を精査・把握し、同和問題の解決に向け人権尊重の視点に立った取組を実施しています。

しかしながら、未だ同和問題の解決には至っておらず、インターネット等への差別的書き込みへの対応など、社会情勢の変化に応じた事業展開が求められています。

これらのことから、本市の同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組についてご意見をいただきたく、審議を依頼します。

②人権問題の解決に資するための総合施設である堺市立人権ふれあいセンターの役割や実施している事業を広く周知し、市内外の多くの方に施設を利用していただくことを目的に、施設の愛称を公募したいと考えています。

この愛称募集における募集要項や選定方法などについて、ご意見をいただきたく、審議を依頼します。